

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ◇ 分割払いの役員退職金はいつ損金になるの？

**Q** : 当社の役員がこのたび退任することになり、退職金1千万円を支給することとなりました。しかし、会社の資金繰りの関係で、全額を一括して支払うことができないので、当期に半分の500万円、残りを来期に支払うこととなりました。

この場合、支給額が決定した当期に全額が損金となるのでしょうか。それとも、実際に支払ったときの損金になるのでしょうか。

**A** : 当期に1千万円全額を損金とする処理も、当期に500万円・来期に500万円を損金とする処理も両方認められます。

### 【解説】

法人税では、役員退職金が損金に算入される時期は、原則として株主総会決議等により支給額が確定した日の属する事業年度とされていますが、支給額が確定した後、実際に支給した日の属する事業年度に損金とする処理も認められています。

したがって、ご質問の場合にも、株主総会で支給額が確定した当期に1千万円全額を損金処理する方法も、当期には実際に支給した500万円だけを損金処理して残り500万円は来期に支給した際に損金処理する方法も両方が認められます。

なお、この場合の源泉徴収については、まず支給総額について源泉徴収税額を算出し、その税額をそれぞれの分割支給額である分して算出した金額を、それぞれの支払のつど徴収することとされています。

